

防火対象物点検報告制度の概要

参考1-5

1 防火対象物の点検報告制度について

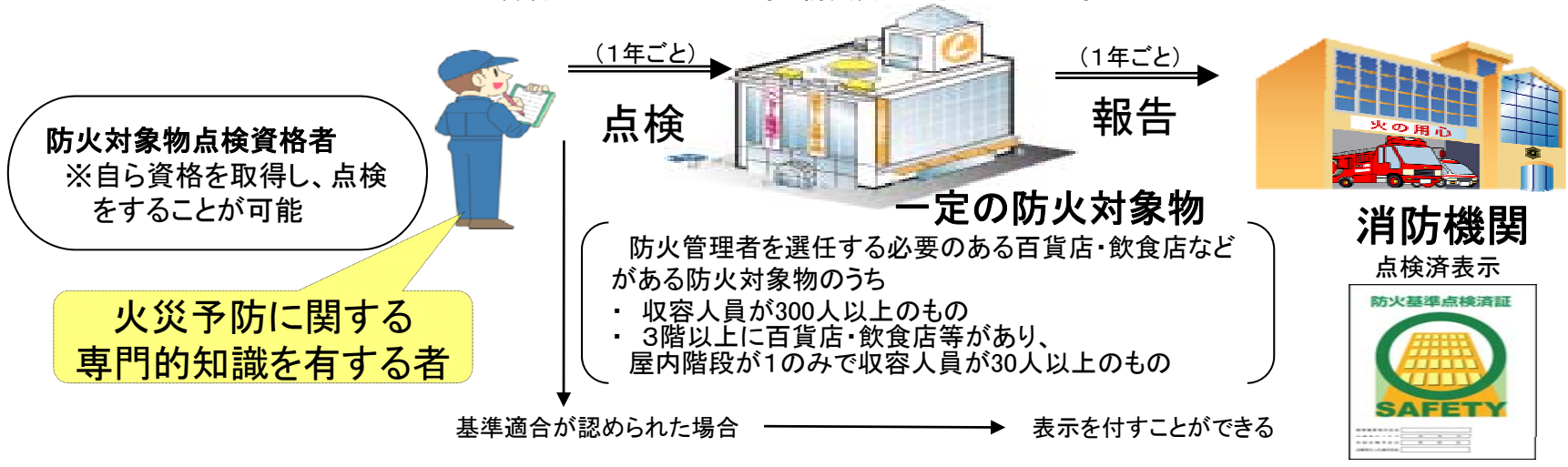
<法第8条の2の2> ~防火対象物点検報告制度

一定の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理上必要な業務等について、定期的に、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

点検の結果、基準に適合している場合には、点検済みの表示を付することができる。

※管理について権原を有する者 → 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。所有者や借受人等が該当する。

※点検項目 → 防火管理者を選任しているか・訓練を実施しているか・避難階段に避難障害がないか・防火戸の閉鎖障害がないか・カーテン等に防災表示がされているか等



<法第8条の2の3> ~特例認定制度

消防長又は消防署長は、前条第一項の防火対象物であって一定の要件を満たしているものを、当該防火対象物の管理について権原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

※認定要件

- 過去3年以内に防火対象物点検が一年ごとにされていること。
- 防火管理者の選任、消防計画作成の届出がされていること。
- 消防訓練を年2回以上実施しあらかじめ消防機関に通報していること。
- 管理権原が分かれている時はそれぞれで認定要件を満たしていること等。



○ 点検報告を必要とする防火対象物

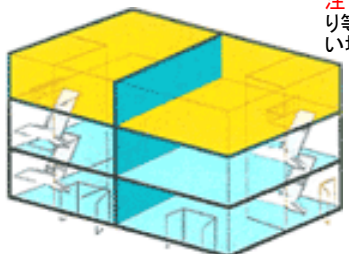
表1の用途に使われている部分のある防火対象物では、表2の条件に応じて防火対象物全体で点検報告が義務となる。

〈表1〉

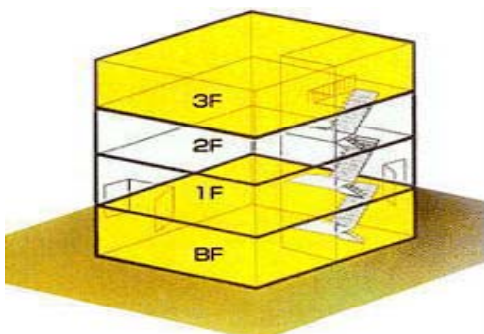
令別表1	用途
1 (1) イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
ロ	公会堂又は集会場
2 (2) イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
ロ	遊技場又はダンスホール
ハ	ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗関連特殊営業を営む店舗等
ニ	カラオケボックス、個室漫画喫茶、ネットカフェ、テレクラ、個室ビデオ等
3 (3) イ	待合、料理店その他これらに類するもの
ロ	飲食店
4 (4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又展示場
5 (5) イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6 (6) イ	病院、診療所又は助産所
ロ	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、 救護施設、乳児施設、乳児院、認知症高齢者グループホーム等
ハ	老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項口に該当するものを除く。)、 障害福祉サービス事業を行う施設等
ニ	幼稚園又は特別支援学校
7 (9) イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8 (16) イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1～7に該当する用途に供されているもの
9 (16の2)	地下街

点検報告が必要な防火対象物のイメージ

■ 特定用途に供される部分

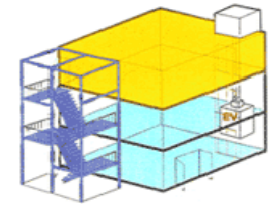


注1 階段が2つある場合でも間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合



3F
2F
1F
BF

■ 点検報告の必要ないもの



注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合

〈表2〉

防火対象物全体の 収容人員	30人未満	30人以上300人未満	300人以上
点検報告義務の有無	点検報告の義務はない。	<p>次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となる。</p> <p>1. 特定用途(表1の1から7に該当する用途のこと)が3階以上の階又は地階に存するもの</p> <p>2. 階段が1つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除)</p>	すべての点検報告の義務がある。

防火基準点検済証及び特例認定証の表示率

平成21年12月31日現在

防火対象物の区分	該当防火対象物数	表示報告基準適合数	防火基準点検済証表示率	特例認定済数	表示率	いずれかの表示がなされる割合
1-イ 劇場等	2,431	350	14.4%	801	32.9%	47.3%
1-ロ 公会堂等	17,910	2,557	14.3%	4,473	25.0%	39.3%
2-イ キャバレー等	136	0	0.0%	3	2.2%	2.2%
2-ロ 遊技場等	6,075	1,127	18.6%	453	7.5%	26.0%
2-ハ 風俗特殊営業等	87	9	10.3%	0	0.0%	10.3%
2-ニ 個室型店舗等	421	97	23.0%	5	1.2%	24.2%
3-イ 料理店等	314	22	7.0%	32	10.2%	17.2%
3-ロ 飲食店等	6,401	360	5.6%	215	3.4%	9.0%
4 百貨店等	18,551	3,279	17.7%	3,137	16.9%	34.6%
5-イ 旅館等	9,471	1,621	17.1%	3,334	35.2%	52.3%
6-イ 病院等	5,392	1,133	21.0%	1,536	28.5%	49.5%
6-ロ 社会福祉施設等	1,823	366	20.1%	406	22.3%	42.3%
6-ハ 幼稚園等	1,409	232	16.5%	319	22.6%	39.1%
9-イ 特殊浴場等	866	103	11.9%	49	5.7%	17.6%
16-イ 特定複合用途	39,064	3,989	10.2%	4,523	11.6%	21.8%
16の2 地下街	48	3	6.3%	9	18.8%	25.0%
合計	110,399	15,248	13.8%	19,295	17.5%	31.3%

防火基準適合表示制度等の概要

	防火基準適合表示制度 (旧「適マーク」)	防火基準点検済証・特例認定証制度 (防火対象物点検報告制度)
概要	対象となる防火対象物を消防機関が立入調査を通して審査し、一定の防火基準に適合する場合に消防機関が「適マーク」(有効期間1年)を交付する制度	防火対象物点検報告制度により、点検の結果基準に適合している場合に関係者が表示することができる。 また、過去3年以内の点検結果が優良等の要件を満たしているものとして、消防長等により点検義務が免除される特例の認定を受けた場合は、「防火優良認定証」を表示することができる。
表示マーク		
対象	劇場等((1)項)、物品販売店舗((4)項)、旅館・ホテル((5)項イ)及び該当用途が存する複合用途で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ ・地階を除く階数が3以上	※防火対象物点検報告制度の対象 特定用途防火対象物((1)～(5)イ、(6)、(9)イ、(16)イ、(16の2))で、 ・法第8条の防火管理義務対象 かつ ・収容人員が300人以上又は屋内階段が1のみで3階以上・地階に特定用途が存するもの
審査項目	1 消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等) 2 建築法令に適合しているか(防火区画など)	消防法令に適合しているか(防火管理・火気設備等の構造及び管理状況・消防用設備等の設置及び維持管理状況・危険物関係規定等)
経緯等	昭和55年11月20日の栃木県川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年度から発足(要綱に基づく制度)。 関係省庁との連携等により以下の活用があった。 ・修学旅行等の利用に際して学校長等から適マークの有無について所轄消防署あてに照会 ・旅行会社がホテルや旅館と契約する際に適マーク交付を条件 ・ホテル・旅館関係の各協会に入会する際に適マーク交付を条件 ・国際観光ホテル整備法登録時に適マーク交付を条件 防火対象物点検報告制度が導入されたことに伴い、平成15年9月30日をもって廃止(経過措置として平成18年9月30日まで暫定適マーク制度を実施)	平成13年9月1日に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機として、平成14年4月の消防法改正により導入(平成15年10月1日施行)。

旧「適マーク」実績

(平成15年度消防白書より抜粋)

区分		表示対象物数(件) (A)	左記のうち、立入調査を完了 した表示対象物数(件)		適マークが交付 された表示対象物数(件)		適継続章がなされた 表示対象物数(件)	適マークを返還した 表示対象物数(件)
			(B)	[B/A]	(C)	[C/B]		
(一)項イ (劇場等)	平成11年3月31日現在	3,129	2,946	[94.2%]	2,151	[73.0%]	1,624	33
	平成12年3月31日現在	3,200	3,043	[95.1%]	2,220	[73.0%]	1,691	43
	平成13年3月31日現在	3,274	3,089	[94.3%]	2,302	[74.5%]	1,666	54
	平成14年3月31日現在	3,295	3,105	[94.2%]	2,354	[75.8%]	1,600	54
	平成15年3月31日現在	3,282	3,080	[93.8%]	2,358	[76.6%]	1,565	60
(一)項ロ (公会堂等)	平成11年3月31日現在	5,313	4,948	[93.1%]	3,641	[73.6%]	2,788	59
	平成12年3月31日現在	5,351	5,004	[93.5%]	3,723	[74.4%]	2,896	66
	平成13年3月31日現在	5,376	5,013	[93.2%]	3,739	[74.6%]	2,673	74
	平成14年3月31日現在	5,385	5,004	[92.9%]	3,774	[75.4%]	2,519	60
	平成15年3月31日現在	5,384	4,955	[92.0%]	3,784	[76.4%]	2,392	82
(四)項 (百貨店等)	平成11年3月31日現在	2,082	19,180	[92.2%]	11,331	[59.1%]	7,985	382
	平成12年3月31日現在	21,406	19,982	[93.3%]	11,859	[59.3%]	8,511	398
	平成13年3月31日現在	22,483	20,780	[92.4%]	12,266	[59.0%]	8,303	453
	平成14年3月31日現在	22,887	21,087	[92.1%]	12,519	[59.4%]	8,182	578
	平成15年3月31日現在	23,134	20,933	[90.5%]	12,550	[60.0%]	8,033	514
(五)項イ (旅館等)	平成11年3月31日現在	26,402	25,729	[97.5%]	20,870	[81.1%]	16,384	541
	平成12年3月31日現在	26,239	25,611	[97.6%]	20,759	[81.1%]	16,059	532
	平成13年3月31日現在	25,878	25,215	[97.4%]	20,298	[80.5%]	14,689	478
	平成14年3月31日現在	25,495	24,759	[97.1%]	19,974	[80.7%]	13,429	620
	平成15年3月31日現在	25,200	24,330	[96.5%]	19,753	[81.2%]	12,932	519
合計	平成11年3月31日現在	55,646	52,803	[94.9%]	37,993	[72.0%]	28,799	1,015
	平成12年3月31日現在	56,196	53,640	[95.5%]	38,561	[71.9%]	29,157	1,039
	平成13年3月31日現在	57,011	54,097	[94.9%]	38,605	[71.4%]	27,331	1,059
	平成14年3月31日現在	57,062	53,955	[94.6%]	38,621	[71.6%]	25,730	1,323
	平成15年3月31日現在	57,000	53,298	[93.5%]	38,445	[72.1%]	24,922	1,175

防火基準適合表示(旧「適マーク」)点検項目別適合率

平成14年3月31日現在

点検項目		適合率 (%)				
		1項(イ)	1項(ロ)	4項	5項イ	合計
防火管理 等	1 防火管理者	96.6	95.9	90.6	98.1	94.9
	2 消防計画	94.8	94.5	88.1	96.9	93.1
	3 自主チェック体制	93.5	92.7	84.7	95.3	90.8
	4 消火・避難訓練	84.1	82.7	72.0	89.9	81.9
	5 共同防火管理協議事項	94.9	95.5	92.3	96.5	94.3
	6 防火・避難施設等	96.0	96.0	89.0	96.8	93.7
	7 裸火使用	99.2	99.6	96.8	99.4	98.1
	8 防災対象物品	96.2	95.5	93.9	96.8	95.6
	9 点検報告	94.5	97.2	89.5	94.0	92.6
	10 防火管理体制指導マニュアル	-	-	82.3	94.2	89.2
消防用 設備等	1 消火器	98.3	99.1	96.9	99.0	98.2
	2 屋内(外)消火栓設備	96.7	97.1	92.1	96.9	95.1
	3 スプリンクラー設備	97.1	97.1	93.4	97.8	95.3
	4 自動火災報知設備	95.8	96.6	93.3	96.4	95.2
	5 漏電火災警報器	96.3	100.0	97.7	98.6	98.5
	6 消防機関へ通報する火災報知設備	99.9	100.0	99.5	96.6	97.5
	7 非常ベル・自動式サイレン	98.4	99.2	98.4	99.5	99.0
	8 放送設備	98.5	98.4	98.3	99.5	98.7
	9 避難器具	97.1	97.0	93.5	97.9	96.8
	10 誘導灯	93.9	95.0	91.2	96.4	94.1
圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出		98.9	99.6	98.8	99.6	99.3
危険物施設等		97.7	96.9	94.4	95.6	95.5
少量危険物・指定可燃物		98.8	98.2	96.1	98.1	97.7
火気使用設備・器具		99.4	99.3	98.6	98.8	98.8
電気設備		99.0	99.3	98.8	99.4	99.1
建築 構造 等	建築構造(不適格数)	96.9 (38)	97.9 (24)	95.8 (167)	95.5 (357)	95.9 (586)
	防火区画(不適格数)	95.2 (72)	95.2 (92)	94.7 (234)	96.1 (364)	95.5 (762)
	階段(不適格数)	97.7 (31)	98.4 (34)	97.4 (109)	97.9 (243)	97.8 (417)